

## 日本の公共図書館における市民協働の在り方の変遷

上野瑛子

近年の日本において、図書館と市民の新たな関係性として「市民協働」が注目され始めている。この背景には、20世紀末から行政による構造改革が図書館運営にまで及び、市民が図書館のサービス等に関与しやすくなったことがある。このように、社会の変化と共に図書館と市民の関係は変化してきた歴史がある。市民協働に着目した研究は多くされてきたが、対象としている分野や年代が限定的であり、網羅的に整理されていない。また、「市民協働」という言葉を直接用いている文献が数少ないうえ、指している概念や活動形態が異なる。

本研究の目的は、戦後から現代にかけて公共図書館と市民の関係が年代ごとにどのような特徴を持っていたかを整理し、公共図書館における市民協働の在り方の変遷を明らかにすることである。研究方法は文献調査で、日本の公共図書館での図書館づくり運動や市民協働に関係する文献91件を対象とした。収集した文献をもとに、最初に市民の図書館に関する活動や図書館の動向、市民および図書館に影響を与えた行政や刊行物等について年代ごとに整理した。次に、「市民協働」もしくは市民との「協働」と明記している文献から、図書館における市民協働が広まった経緯と議論の動向を分析したうえで、詳細に記述した。最後に、文献調査の結果を踏まえて市民と図書館の関係の変遷と今後の市民協働の在り方について考察した。

文献調査の結果、以下のことが明らかとなった。(1)1950年に施行された図書館法により、国民に奉仕する機関として図書館が定義され、国民が図書館に関与する正当性を裏付けるものとなった。(2)1963年の「中小レポート」や1970年の『市民の図書館』といった刊行物から、市民や図書館員は資料提供を主なサービスとする図書館像を描くようになり、図書館建設運動が活発化する。(3)1970年代以降、行政が図書館の運営主体を財団や民間企業への委託を検討するという「委託問題」が各地で生じる。それに対し市民と図書館が連携し、行政に運営主体を他の財団や民間企業に委託する計画を取りやめるよう要請したという事例が多く見受けられた。(4)20世紀末以降、各会の答申や貸出サービス論の批判により、生涯学習を行える施設や地域の情報拠点としての図書館の運営方針が求められるようになる。さらに市民が行政サービスの運営に関与しやすくなるための規制緩和や法律の施行・改正が行われたため、市民と図書館が連携し図書館運営やサービスを行う「市民協働」という形態が広まった。(5)図書館における市民協働は、図書館サービスにおける連携と市民の議論に基づいた図書館政策・運営の2つの側面で記述されている。

以上のことから、市民と図書館の関係は社会情勢の変化や図書館に関する刊行物や法律の登場により変化してきたことを明らかにした。そして、図書館における市民協働の構成員は市民と図書館だけではなく、図書館が設置され市民が生活している地域を支えている行政(自治体)も含まれると結論づけた。

(指導教員 小泉公乃)